# 忌引きによる授業欠席等の取扱いについて

家族等の忌引きにより、授業への出席、レポートの提出、あるいは試験を受験できない場合は、その間の取り扱いについて、会葬礼状等を持参し、日本語教育研究センター事務所で手続きを行うことで、特別に配慮します。

※ただし欠席の取扱いの最終的な判断は担当教員の判断によりますので、提出すれば必ず出席となるわけではありません。

## 忌引きの対象および日数

対象：１親等（親、子）、２親等（兄弟姉妹、祖父母、孫）および配偶者

日数：授業実施日連続７日まで

※ただし、対象者が海外在住者の場合は、その日数については柔軟に対応します。

## 手続方法

① 欠席期間終了後１０日以内に、日本語教育研究センター事務所に申し出て、「忌引きによる欠席届」を受け取ります。

② 「忌引きによる欠席届」（記入済）および会葬礼状等を、すみやかに日本語教育研究センター事務所に提出します。

※保証人が死去した場合は、保証人変更の手続きを行い、新しい保証人が署名・捺印をした上で提出します。

③ 事務所にて「忌引きによる授業欠席等に関する取扱いのお願い」を発行してもらいます。

④ 「忌引きによる授業欠席等に関する取扱いのお願い」を持参し、科目担当の先生に欠席等に関する取扱いを申し出ます。なおオンデマンド授業の場合は、科目設置箇所に申し出てください。